

安全対策マニュアル

平成21年4月1日改訂

在ラオス日本国大使館領事班

電話：414400～03（内線26）

緊急携帯電話：020-5514891

Eメールアドレス：eojvte@laopdr.com

ホームページ：<http://www.la.emb-japan.go.jp>

目次

| | | |
|-------------------------|---|-----|
| 第1. はじめに | … | 1 頁 |
| 第2. 平素の心構え | | |
| 1. 現地事情の理解 | … | 2 |
| 2. 「在留届」の提出 | … | 2 |
| 3. 情報の収集 | … | 2 |
| 4. 身の回り品の準備 | … | 3 |
| 5. 旅券及び査証の確認 | … | 3 |
| 6. 緊急備蓄品の整備 | … | 3 |
| 7. 自動車の整備等 | … | 4 |
| 8. 避難経路の確認 | … | 4 |
| 第3. 治安情勢等 | | |
| 1. 治安情勢 | … | 5 |
| 2. 犯罪発生状況 | … | 5 |
| 3. 災害発生状況 | … | 7 |
| 第4. 安全対策 | | |
| 1. 屋外犯罪防犯対策 | … | 8 |
| 2. 住居防犯対策 | … | 8 |
| 3. テロ・誘拐対策 | … | 1 1 |
| 4. 防災対策 | … | 1 1 |
| 5. 交通事故防止対策 | … | 1 2 |
| 6. 事件・事故発生時の措置 | … | 1 3 |
| 7. 傷病者の緊急移送要領 | … | 1 4 |
| 第5. 緊急事態発生時の対処要領 | | |
| 1. 緊急連絡網の活用 | … | 1 5 |
| 2. 情報収集と大使館への通報 | … | 1 5 |
| 3. 連絡手段の確保 | … | 1 5 |
| 4. 避難等 | … | 1 5 |
| 第6. 地方滞在時の注意事項 | | |
| 1. 移動手段の確保・近隣国への渡航経路の確認 | … | 1 6 |
| 2. 移動中の安全確保 | … | 1 6 |
| 3. 連絡手段の確保・定期連絡の励行 | … | 1 6 |
| 4. 注意すべき病気 | … | 1 7 |
| 5. 地方の医療事情 | … | 1 7 |
| 第7. 緊急連絡先 | | |
| 1. 在ラオス日本国大使館 | … | 1 8 |
| 2. ラオス警察機関 | … | 1 8 |
| 3. ラオス消防機関 | … | 1 8 |
| 4. 病院 | … | 1 8 |

第1. はじめに

1. 当国在留邦人の安全確保は、一義的にはラオス政府がその責を負っており、事件捜査や事故処理等は全て当国の主権の下に行われることとなります。
しかし、私達日本人からすれば、当国はあらゆる面で発展途上の段階にあり、治安当局に日本警察と同レベルの能力を要求することは困難かと思われます。
2. 当地在留邦人及び邦人旅行者等が事件・事故等に巻き込まれた場合、日本大使館は邦人保護の観点から可能な範囲で必要な措置を取ることとなりますが、同時に各人が常日頃から安全対策に対する意識を高く保持し、自分自身が事件・事故等の当事者とならないように努めるとともに、緊急事態が発生した場合にはどのように行動すべきかを確認しておく等、常に「自分の身は自分で守る」心構えを保持することが何よりも大切であると言えます。
3. 本マニュアルは、この様な観点から、ラオスに滞在する上での注意事項をまとめたものです。皆様の安全対策の一助となれば幸いです。
なお、本マニュアルは主に首都ビエンチャン市内での滞在を想定していますが、地方に滞在される方につきましては、「第6. 地方滞在時の注意事項」も参考として下さい。

第2. 平素の心構え

1. 現地事情の理解

まず、当国の文化、習慣、国民性を正しく理解し、現地に融和すると共に、良識ある外国人として自覚ある行動をし、ラオス人との良好な関係を不断に保持する心構えが重要です。

2. 「在留届」の提出

- (1) 「在留届」は、緊急時の連絡・伝達のためにも大変重要なものですので、当国に1ヶ月以上滞在を予定される方は、大使館領事班に提出していただくと共に、住所や連絡先が変更になった場合や帰国される場合には、必ずその旨を通報して下さい。
- (2) 大使館では、治安情報や海外安全情報等を随時電子メールにてお知らせしておりますので、在留届にメールアドレスを必ずご記入下さい。在留届提出後にメールアドレスを取得された方やメールアドレスを変更された方は、その旨を大使館にお知らせ下さい。
- (3) 万が一、当国の治安情勢が悪化し、テロ・クーデター・戦争等の発生が予測されるような状況になった場合は、提出された在留届に基づき、在留邦人宛に関係情報及び退避情報を送信したり、在留邦人の安否・所在の確認作業を行います。

3. 情報の収集

- (1) 当国では、事件・事故に関する情報が殆ど公開されず、治安関係情報の入手が困難であることから、ともすると当国人の温厚さから判断して安全だと考えがちです。しかし、最近では、町の中心でも、空き巣やひったくり・置き引き等の犯罪が増加傾向にあり、地方では、反政府組織によると見られる襲撃・爆発事件が未だ発生しています。
- (2) 更に、一般犯罪の中でも、犯人が強盗に転じたり、銃器等の凶器を所持する等、凶悪なケースが増えていますので、常に最新の治安情報の入手に努め、防犯上必要な対策を講ずることが重要です。
- (3) 日頃から邦人同士の連絡を緊密にし、情報の交換、相互支援体制を確立するよう努めるとともに、大使館から発出される危険情報や各種治安関連情報には十分注意して下さい。
- (4) なお、当国人は噂話を好む者が多く、流言・風説の類が至るところにあります。こと犯罪に関するものは、全てを否定することなく、防犯上の参考として頭の片隅においておくことも必要かと思われます。

4. 身のまわり品の準備

緊急時に備えて、必要最小限の物は直ちにスーツケース等に詰め込めるよう整理及びメモをしておく、緊急時に慌てることなく、また忘れ物もなく迅速に行動できます。旅券、現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード類は、緊急時に直ぐに持ち出せるよう適切に保管しておいて下さい。家族全員が安全な隣国または第三国へ渡航するための費用及び、ホテル等の宿泊施設で10日間程度生活できる現金を常時手元に用意しておくことが大切です。

5. 旅券及び査証の確認

- (1) 旅券については、6ヶ月以上の有効期間が残っていることを常時確認し、6ヶ月以下の場合には大使館で新規旅券の発給申請を行って下さい（タイ・ベトナム・中国等、近隣国への入国に際しては、6ヶ月以上の残存有効期間が必要です）。
- (2) 旅券査証欄の空欄が少なくなった方は、大使館で査証欄増補申請を行って下さい（増補は1回限り可能です。増補後、査証欄に空欄がなくなった場合は、新規旅券の発給申請を行う必要があります）。
- (3) 新規旅券の発給には、戸籍謄本（抄本）（現在お持ちの旅券を取得された時から氏名、本籍地に変更がない場合は不要です）、写真（4.5cm×3.5cm）1枚及び発給手数料（手数料は、日本で通常に支払う額に準じ、現地通貨にて支払うこととなります）が必要となりますので早めに手配し、緊急時に旅券の有効期限が切れていたということの無いように注意して下さい。
- (4) また、ラオス査証の期限が切れていると速やかに出国できなくなりますので、早めに更新しておくと共に、可能な場合は数次査証を取得するようにして下さい。
- (5) なお、旅券の最終ページの「所持人記入欄」はもれなく記載しておいて下さい。

6. 緊急備蓄品の整備

緊急時に備え、日頃から食糧、飲料水、医薬品、燃料等の物資の備蓄を心がけて下さい。

- 食料品：飲料水、缶詰、乾パン、インスタント食品等
- 医薬品：家庭用常備薬、持病の治療薬等
- 衣類：下着、タオル、軍手等
- その他：FM・短波ラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチ、炭、薪、洗面用具等

これらを定期的に点検の上常備しておいて下さい。食糧、飲料水の備蓄量は、概ね家族全員が10日～2週間生活できる量を目安として下さい。

7. 自動車の整備等

- (1) 緊急事態に備えて、平素から自家用車の整備には万全を期しておく必要があります。燃料は、残量が半分以下になったら常に給油する習慣にしておくといいでしょう。
- (2) 車内には、懐中電灯、地図、救急用具、非常脱出用ツール（シートベルトを切るカッターと窓ガラスを割るハンマーがセットになった物）等を装備して下さい。使い捨てカメラ等を常備しておきますと、交通事故発生時等の記録に有効です。
- (3) 自動車等を所有しない方は、自動車を所有する近隣の方と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいて下さい。

8. 避難経路の確認

非常事態発生時に危険地帯を避けて、自宅から空港、友好橋等の国境通過地点及び大使館等の避難場所へ移動できる経路を複数確認しておくことが大切です。

第3. 治安情勢等

1. 治安情勢

(1) 概況

当国の治安情勢は、近隣諸国に比べ比較的良好であると言われておりました。これは、社会主義体制下の当国が、治安維持を国家の基本姿勢とした社会体制を敷いていることにもよります。しかし、2003年2月以降に、ビエンチャンを含む全国各地において、路線バス等を狙った襲撃事件やバスターミナル等の施設での爆発事件が発生しております。当地は急激な経済成長により貧富の差が拡大しており、一般治安面で決して不安定要素がないとは言い切れません。

(2) テロ・ゲリラ事件

(イ) 国内反政府組織等

2005年12月以降、国外の反体制集団がラオス国内主要幹線道路を封鎖すると言った情報を流布したことを受け、政府は安全談話を2度にわたって発表するといった動きがありました。国内外を問わず、こうした集団・組織の活動には引き続き注意が必要です。

過去には、2003年2月、バンビエン北の国道13号線上での車両等を狙った襲撃事件を皮切りに、同年中、約20件の襲撃事件及び爆弾事件が発生しました。2004年に入り、その発生件数は減少したものの、ビエンチャン市内においては、依然として散発的に爆発事件が発生しており、事件に巻き込まれないよう、十分な注意を要します。

また、2007年6月には、アメリカ国内で活動をしていた反体制モン族の指導者バン・パオ将軍がアメリカ司法当局により武器密輸容疑で拘束されると言う報道がなされました。

こうした事件の発生背景につき当国治安機関は、「アメリカ国内の問題である」、武装強盗であるなどと説明し、国内反政府組織の存在を一貫して否定しておりますが、事件の多くは現体制に不満を持ったものであるとの見方が根強く残っています。

(ロ) イスラム過激派によるテロ事件

当国では、これまでのところイスラム過激派によるテロ事件は発生しておりません。国内における過激派組織の存在や、その構成員の潜伏等についても確認されていません。

2. 犯罪発生状況

(1) 概況

治安当局は、治安維持大臣自らが、国民議会の答弁で当地の犯罪発生件数の増加を認め、全警察官に犯罪の徹底取締を指示しました。個々の事件の凶悪化、若年化も顕著化しております。2005年頃から、侵入盗（空き巣・未遂も含む）被害が多く寄せられるようになり、最近では他の財産犯（ひったくりや置き引き）が増加し、邦人被害も報告されるなど、日常生活においても最大限の警戒を怠らないよう配慮する必要があることは言

うまでもありません。

(2) 一般犯罪の発生状況

○殺人・誘拐事件

最近の傾向は、銃器や、ナイフ使用による短絡的殺人が多く発生しています。

高校生同士のトラブルに親の所有する銃を持ち出し犯行に及ぶケースや、街中のレストランで仲間同士の些細な口論から銃器や刃物で相手を殺傷するといった事件が発生するなど、たまたま居合わせた現場で被害に遭う恐れがあり、酔客や、マナーの悪い客のいる場所での飲食を避ける等、十分な注意が必要です。

その他滞在先のホテルやゲストハウスでも施錠を含む設備や所持品等に十分に注意して下さい。

○強盗事件

邦人をはじめ外国人を被害者とする強盗事件の発生も報告されています。以前は、ゲストハウス等で旅行者の所持品等が被害に遭ったり、睡眠薬を用いた「昏睡強盗」のケースも報告されていましたが、最近では、夜間の女性の一人歩きを狙った「路上強盗」も数多く発生しています。前述の通り、凶器を使用した犯罪が増加しており、一歩間違えば生命に関わる犯罪となり得るだけに注意が必要です。

また、強盗に関しては、空き巣事件と密接な関係があります。家人が不在と思い侵入した犯人が、たまたま居合わせた家人に暴行を加え、金品を強奪する「居直り強盗」や、最悪の場合は、強盗殺人に至るケースもあります。

(3) 侵入盗（空き巣、忍び込み等）

当地においては、2005年頃から、侵入盗事案（未遂も含む）が多発しており、邦人を含む外国人の被害も報告されています。これらの侵入盗の犯人が、銃器等を所持している可能性があり、より重大な犯罪に結びつくおそれがありますので、十分な侵入盗対策が必要です。在留邦人宅や日系事務所等の侵入盗被害は、数件報告されており、これら犯罪の中には、警備員を雇用しているにもかかわらず被害に遭っているケースが見られます。

警備員の中には「寝ずに警備する」という意識が欠如した者もあり、優秀な警備員の雇用と、警備員への指導・教育が何より重要です。また、万が一、侵入された場合を考慮し、家屋内外の施錠、外部への連絡手段の確保を再確認しておいて下さい。

また、無施錠や鍵自体の老朽化が原因で室内に侵入されたケースや、休暇及び出張のため長期間自宅や事務所を留守にしていた際に被害に遭ったケースもみられます。特に、当国人は在留する外国人の私生活について我々が思う以上に注視しており、休暇や出張等に関する情報は直ぐ第三者に流れ、犯罪を企てる輩に伝われば恰好の標的となることを、これらの事例は示していると言えます。

(4) ひったくり等の路上犯罪

ビエンチャン市ではバイクを利用したひったくり事件が多数報告されています。ひったくり事件の手口の殆どは、日本と同様、オートバイ2人乗りの賊が背後から近づき、手に所持したり自転車の前かご等に入れたバッグ類をひったくるといったものです。被害者は女性に集中していますが、男性であっても油断は禁物です。最近の報告される邦人被害の多数が路上犯罪であり、十分な注意が必要です。

3. 災害発生状況

(1) 当地において最も懸念される自然災害は、河川の増水による洪水です。ビエンチャン市内では近年護岸工事が行われ、洪水発生の危険性は以前に比べれば低くなったと言われていましたが、2008年8月には大雨によるメコン河の増水で、警戒水位を数メートル超える日が数日続き、国道が浸水する等交通網が遮断し、数多くの家屋が床上・床下浸水の被害を受ける等、大きな被害が生じました。幸いなことに死者はほとんど報告されませんでした。今後とも雨期には十分な警戒が必要です。

(2) 雨期の始まりの5月頃と終わりの10月頃には、激しい雷雨が発生しますので注意が必要です。落雷に伴い、停電や電化製品の故障が多発しますので、懐中電灯等を常備し、電化製品のプラグはこまめに抜いておくことをお奨めします。山間部では、激しい降雨により土砂崩れや山崩れが発生することがあります。雨期の山道走行は転落事故も多く、バス・自家用車等を問わず、可能な限り避けた方が賢明です。

(3) なお、当地は地震発生の可能性は低いとされており、最近では2007年5月16日に当国北西部ボーケオ県において地震が発生しましたが、災害等は発生しておりません。

第4. 安全対策

1. 屋外犯罪防犯対策

屋外犯罪の代表的なものには、「強盗・恐喝」「ひったくり」「置き引き」「スリ」「車上狙い」「性犯罪」等が挙げられます。これらの犯罪を敢行しようとする者は、犯行現場として、犯行時に目立たず、且つ犯行後の逃走にも有利な場所を選びます。こうした犯罪に巻き込まれないためには、次の事項を参考に、常日頃から犯罪者の標的とならないよう留意することが重要です。

○常に周囲の警戒を怠らない。

○不審者による追跡を感じたら安全な場所（警察官の詰め所、銀行等警戒の厳しい場所、人の多いところ）に身を寄せ不審者の追跡を中断させる。

○手荷物をなるべく持たないようにし、両手は可能な限りフリーにする。

○女性のハンドバッグ等はたすき掛けにすると共に身体の前で手を添えて持つ。

○車道側、人通りの多い方向にバッグ等を下げない。

○旅券、金品等の貴重品は懐中に保管する。

○自動車は走行時・駐車時を問わず、短時間でも窓を閉めドアをロックする。

○自動車外から見えるところに現金やカバン等を置かない。

○深夜や人気のない場所の通行は避ける。

2. 住居防犯対策

屋内での犯罪（「強盗」「空き巣」「忍び込み」等）を予防するためには、住居自体の防犯設備を強化すること、日常生活においても防犯上の措置を十分にとること、隣人や大家との良好な関係を保持することの3点が最も重要です。

住宅選択の際にはできるだけ下記のように防犯上の要件を具備した物件を選択する必要があります。既に入居されている方については以下の要件の不足部分をできるだけ改善していくことが望まれます。

(1) 住宅選択の際のチェック事項

住宅を選ぶ際は、安全確保を最重点として物件を精査することが大切です。その際、前任者や家主等の関係者から十分な説明を受けることも重要なことです。

(イ) 通勤・通学ルートの安全性

自宅から毎日通う場所（勤務先、学校、商店等）への安全なルートを2本以上確保できることが、行動をパターン化させないために是非とも必要です。

(ロ) 住宅の安全対策

住宅周辺の環境、治安情勢、住宅の周辺地域の住民の安全に対する関心度についても調査します。独立家屋を選ぶ場合、安全対策の面から言えば、四方のうち三方は別の住宅に囲まれていることが望ましいと言えます。

例えば、隣や裏が空き地や公園である場合、賊はそこから暗闇に紛れ

て住宅に忍び込むことができますし、家の中の様子を窺うこともできます。

また、賊が侵入しようとする場合、それぞれの住宅の安全対策を比較し、最も侵入しやすい家を選びます。従って、周囲の住宅と比べて安全対策が明らかに不十分である場合、賊の恰好の標的となります。更に、家主が安全対策に積極的であるか否かは大変重要です。

(ハ) 3つの防衛線の安全対策

住居の防犯対策は次の「3つの防衛線」を強化することが重要です。

① 第1次防衛線

独立家屋、集合住宅とも、「外壁」「門扉」で構成される敷地の境界線が第1次防衛線です。

【外塀】

外壁は住居を守る最初の防衛線であり、賊が簡単に侵入できないような構造であることが必要です。従って、丈夫で高いものに越したことはありません。外塀の上に防犯灯があれば、賊は他人に発見されることを恐れ、また、その上に障害物（忍び返し、有刺鉄線、ガラス片等）があれば心理的にも物理的にも侵入防止効果があります。また、外部から覗かれないような構造が望まれます。

但し、賊の中に当該住居の構造を熟知している人間がいた場合、又は、一度賊が敷地内に侵入してしまった場合、覗かれにくい塀は逆に賊の犯行を助けることとなります。従って、外壁の強化とともに敷地内を警備する優秀な警備員を雇用することが望ましいと言えます。警備員には、勤務要領や不測の事態発生時の対処要領などしっかり指導しておきます。また、番犬を飼うことも防犯上効果的です。

【門扉】

門扉は、第1次防衛線として外塀と同様重要です。外周のうち、特に門扉近辺には賊が潜んでいるか否かを確認するために必ず照明設備を設けます。さらに警備員を配置することにより、警備対策を一層効果的にすることが期待できます。

【駐車場（車庫）】

駐車場は住宅を選ぶときの重要な要素の一つです。強盗、誘拐などで一番狙われやすいのが出勤・帰宅時の乗降時です。駐車場は住宅の敷地内にあり、部外者が簡単に入れないことが必要です。

【庭】

庭と建物外周に照明設備を設け、庭に賊が身を潜めやすい暗がりをつくらないことが大切です。また、植木や樹木、背の高い雑草等は賊の隠れ蓑となるので、日頃から良く整備し、屋内からも庭全体を見渡せるようにしておきましょう。また、二階や屋根などへの賊の侵入の助けとなるような足場の有無についても注意し、梯子や脚立などを不用意に放置しないようにします。

②第2次防衛線

家屋外壁、出入口、窓で構成される境界線が第2次防衛線です。

【出入口扉（玄関、勝手口等）】

玄関の扉は枠を含め頑丈なものとし、錠前は堅牢なものを2つ以上取り付け、また、扉を開けなくても来訪者が確認できるように覗き穴やドアチェーンを設置します。扉の周囲に窓がある場合、そこから手や道具を使いドアを開けられる危険性があるので注意を要します。ドアアラーム、マグネットセンサー等の侵入警戒装置を取り付けるとより効果的です。

【窓】

賊にとって格好の侵入経路は窓です。窓、窓枠とも丈夫でなければ、鉄格子等で補強していても窓枠ごと破壊されます。また、小柄な賊であれば、25～30cm四方程度の間口から侵入できる者もいますので、全ての窓（トイレ等の小窓も含む）及び、換気扇、冷房器具の取付口に鉄格子を設置します。但し、火災などの発生を考え、鉄格子に内部から開閉できる脱出口を造っておくことが必要です。

③第3次防衛線

第1次、第2次防衛線を突破され賊に侵入される事態となった場合を想定し、一旦逃げ込む、或いは警察などに救出を求める時間を稼ぐための避難室を「第3次防衛線」として設置する必要があります。一般的には主寝室が最も適当と考えられます。

避難室の入り口扉は、第2次防衛線の扉より丈夫なものとし、錠前、カンヌキを2個以上取り付け覗き穴を設置します。また、外部へ脱出できる扉が設置されていることが必要で、緊急時の脱出を考えてロープや避難梯子等を用意しておきます。さらに、室内に電話を設置し、緊急連絡先リストを備えておきます。

(2) 生活面の安全対策

(イ) 訪問者に対する注意

訪問者があっても（特にアポイントの無い訪問者には）直ぐに扉を開けず、まずは訪問者の身元を確認することが重要です。物売りや、電気、水道などの工事人などは、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。警備員や使用人には、訪問者への対応はまず門扉越しに行うよう徹底する必要があります。

(ロ) 使用人に対する注意

使用人は、家族と1日の長い時間を一緒に過ごし、家族に関する多くの情報に接し得る立場にあります。従って、信頼できる人からの紹介を受けるなどして、身元のはっきりとした使用人を雇用することが、安全に生活を送るための重要な条件となります。使用人にも家族同様しっかりした安全対策の心得を教えるとともに、家族に関し知り得た情報を不用意に第三者に漏らすことの無いよう徹底することが必要です。

たとえ気心の知れた使用人であっても、現金、貴金属等の貴重品や、

鍵等を不用意に放置する等、隙を見せてはいけません。つい出来心で盗みを働かせる結果にもなりかねませんし、使用人が犯罪の手引きをする場合もあります。常日頃から言動や態度、また、それらに表れる心情の変化などにも注意するようにします。

また、使用人を解雇する場合には、習慣に応じた退職手当を支給するなど、恨みを抱かれることの無いような対応をとっておくことも重要です。

(ハ) 休暇等の際の措置と対策

長期間不在にする場合、特に独立家屋はその間全く無防備となります。賊が侵入したとしても生命の危険はありませんが、一度侵入に成功した賊が、味を占めて再度侵入する可能性があります。これを防ぐためにも、たとえ不在時であっても警備員には徹底した警備を行うよう指導し、可能であれば、大家や信頼できる方に、留守中の巡回、カーテンの開閉や照明の点灯を行ってもらうよう依頼しておくとい良いでしょう。

3. テロ・誘拐対策

当国では、これまでイスラム過激派によるテロや誘拐事件は発生しておらず、反政府組織によるとみられる襲撃・爆発事件も、外国人を直接のターゲットとしたものとは言えないことから、当国において邦人そのものがテロや誘拐の標的となる可能性は低いと言えます。

しかしながら、国内各地で発生している爆発事件等は、小規模ではありますが十分な殺傷能力を持っていることから、これらの事件に巻き込まれないための特段の注意が必要です。また、世界各地で発生しているテロ事件を見ますと、その多くは不特定多数を標的とするもので、事件発生の予測は極めて困難です。

更には、市場開放政策等により「持てる者」と「持たざる者」の格差が広がるにつれ、今後、身代金を目的とした誘拐事件が発生することも否定できません。それ故に、事件発生の可能性が低いからといって、当地がテロや誘拐事件と無縁であるとは言えません。

こうした事件に巻き込まれないため、日常生活において次のような点に留意する必要があります。

- (1) 大勢の人が集まる場所では十分に警戒する。周囲の状況に注意し、異常が認められた場合には、速やかにその場を離れる。
- (2) テロの標的となるような施設や場所には極力近づかない。
- (3) 通勤・通学経路を複数確保し、経路や通過時間を一定にしない等、日常生活にパターンを作らないよう心掛ける。
- (4) 外出の際は、家族や職場の同僚に行き先や帰宅予定時間を告げておく等、常に自身の所在を明確にするよう習慣づける。
- (5) 事件発生時には、絶対に野次馬にならない。

4. 防災対策

- (1) 洪水などの大規模災害の発生のおそれがある等、必要と判断される場合には、メール及び電話連絡網や大使館ホームページにて大使館からの情報

発信を行います。連絡網による連絡の際には、次の方に正確に情報を伝達するようお願いいたします。

(2) 普段からの非常用備蓄品の点検・整備に努めて下さい。上述の通り、水や食料など、家族が約10日間生活できる量の備蓄を常にしておいて下さい。

(3) 火災が発生しても、日本国内のような迅速な消防活動は期待できませんので、日頃から火の元には十分注意し、消火器を常備するようにして下さい。漏電等による電気火災も多く発生していますので、消火器は電気火災等にも対応した物を購入します。使用するアイロンや電熱器等、火災を引き起す恐れのある電化製品については、使用人にもその取扱方法をよく説明し、管理を徹底することが大切です。

万が一火災が発生した場合、消火器による消火が不可能な場合は速やかに避難して下さい。天井まで火が回ってしまった場合、消火器による消火は不可能と考えるべきです。避難後、直ちに近隣宅に火災発生を知らせるとともに、消防、警察、大使館、知人等へ連絡を取り援護を求めます。当地の家屋の構造は、日本のそれとは全く違い（殆どの家屋はレンガ造り）倒壊の危険もありますので、貴重品を取りに延焼中の家屋へ飛び込む等の行為は厳に避けて下さい。

5. 交通事故防止対策

当国の道路交通事情は急速に悪化しています。近年自動車・オートバイの数が急増していますが、その一方で、交通ルールやマナーの知識が殆ど無いに等しい運転手が車両を運転している状況であり、結果として交通事故が多発しているのが現状です。

道路の整備に伴って各車両の速度が上がり、重大事故の割合も増加傾向にあります。

最近では、深夜集団でオートバイを乗り回す若者グループも存在しており、飲酒や、時には薬物を摂取の上、高速でオートバイを運転する等、巻き込まれると大変危険です。

当地においては、公共交通機関が未発達なことから、殆どの在留邦人の方は自家用車やオートバイを使用していますが、この様な劣悪な交通事情の中で事故を回避するためには、極力現地人ドライバーを雇うと共に、やむを得ず自分で運転する場合には、常に次のような「防衛運転」に心がけ、自らを守る必要があります。

○常に周囲の状況に注意し、前方車、併走車の急な進路変更、後続車の前方不注意による追突、無理な追い越し、路側からの飛び出しといった危険を予測し、いつでも回避できるよう心構えを持つ。

○余裕を持った運転に心がける（特に早めの出発を心がけることは、心理的余裕から速度を抑え、車間距離も十分に取ることができます）。

○車両整備を徹底し、突然の故障による事故を防ぐ。

○オートバイ運転の際は必ずヘルメットを着用し、昼夜を問わずヘッドラ

イトを点灯する。

○飲酒・酒気帯び運転は、判断力を鈍らせ、重大な事故の原因となるため、日本と同様、厳に慎む。

ハンドルを握るときは、常に心の余裕や思いやりの精神を持ちつつも、「自分以外の運転者を安易に信用しない」「自分の運転能力及び車両性能を過信しない」という心構えで慎重に運転するよう心がけて下さい。同乗の方も、常に周囲の状況に注意し、運転者を助けることが大切です。

また、シートベルトは短時間であっても確実に締め、お子様の乗車に際してはチャイルドシートやジュニアシート等をご使用下さい。

交通事故は、速度に目が慣れない運転開始後間もなくと、気の緩む帰宅直前に多発すると言われています。シートベルトは「エンジンを掛けたら即締める」という心構えが必要です。

なお、万が一に備えて、十分な保険に加入されることを強くお勧めします。

6. 事件・事故発生時の措置

前述のような防犯対策、防衛運転を心掛けていても、絶対に事件・事故に遭遇しないとは言い切れません。不幸にしてこれらの当事者となった場合、まずは身体・生命の安全を確保するとともに、被害を最小限に押さえることが重要です。

(1) 事件に巻き込まれた場合

屋外では、周囲の状況を極力冷静に判断して、まずは速やかに現場からの離脱を試みます。屋内の場合等で離脱不可能な場合は、犯人への無抵抗を貫きます。

犯人が犯行に及ぶ際の精神状態は尋常ではなく、犯人の追跡や抵抗は、予期せぬ反撃を受ける等の二次被害につながる可能性もありますので、いたずらに相手を興奮させることのないよう対処することが重要です。自分や家族の命に替えてまで守らなくてはならないものはないことを常に念頭に置き、可能な限り冷静に対処して下さい。

現場から離脱し、或いは犯人が逃走したならば、事件の発生を迅速に警察に通報します。犯人の人相、着衣、身体的特徴や逃走方向、手段等を出来るだけ詳細に把握しメモを取っておくと、事後捜査の参考となります。

(2) 交通事故に巻き込まれた場合

事故を起こした場合や巻き込まれた場合、まずは負傷者の救護措置をとり、その後、速やかに保険会社・交通警察へ事故発生の通報を行います。当国の場合、保険会社・警察官が来る前に事故車両を移動させてはならないことになっておりますので、注意して下さい。

また、一般のラオス人の殆どは事故の賠償能力が見込めないことから、十分な額の保険に加入の上、事故発生の際には当該保険会社にも連絡を取り、その後の処理を警察と保険会社に依頼するのが得策です。

(3) 当国官憲に身柄を拘束（逮捕）された場合

領事関係に関するウィーン条約に基づき、身柄を拘束した治安機関に対

し、日本大使館への通報（領事官通報）を要請することができます。この通報を受けて大使館では、親族、知人等への連絡や弁護士リストの提供等の必要な支援措置を行います。

7. 傷病者の緊急移送要領

(1) ビエンチャン市内の主要な病院は全て24時間診療可能ですが、救急車による患者の搬送制度は確立されていませんので、緊急時は自家用車などで患者を搬送する必要があります。

市内の病院へ搬送の際には、緊急医療に対応できる医師が在院かどうか予め確認するとともに、後のタイ等近隣諸国への移送の可能性に備え、旅券、現金、保険証書等も併せて準備しておくべきです。

(2) また日頃から、海外旅行者保険や駐在員保険などの傷害保険の加入・継続をし、有効期限や、付帯事項の確認に心掛けて下さい。

(3) 2007年より、ビエンチャン市内でベルギー人医師が歯科を含むクリニックを24時間対応で開業しており、邦人の方々の受診が可能です。緊急携帯電話に連絡すれば夜間・休日も対応可能です。フランス人歯科医師が運営する歯科クリニックが併設されています。

○Centre medical de l'Ambassade de France (CMAF)

Dr. Hospied (英語・仏語可)

Bvd. Keuvieng-Simuang

021-214150, 020-5584617

(4) タイのノンカイ・ワッタナジェネラル病院（ノンカイ県）及びエーク・ウドンインターナショナル病院（ウドンタニ県）は、いずれも24時間対応可能です。これらの病院に連絡すれば、ビエンチャン市内まで救急車を手配できますが、運転手が市内の地理に不案内な場合がありますので、友好橋、大きな病院、大使館、JICA事務所等で待ち合わせすることをお勧めします。

但し、友好橋閉鎖時間帯（22:00～翌06:00迄）における越境については、あらかじめ友好橋入国管理事務所（電話812040、812044）にも通報し、開門を依頼する必要があります。

緊急を要するケースで、こうした手配がスムーズに行かない場合、当館領事班（緊急時は表紙の緊急電話番号）に通報いただければ必要な援護を行います。

第5. 緊急事態発生時の対処要領

1. 緊急連絡網の活用

緊急事態の発生、または発生するおそれがある場合には、大使館は日本国外務省やラオス関係省庁等と緊密に連携を取りつつ、情報の収集・分析及び対処策について検討します。

これらの事項は、電子メール及び電話連絡網（あるいは大使館ホームページ）を通じて適宜伝達しますので、伝達事項は必ずメモを取り、内容を正しく次の方に連絡して下さい。

くれぐれも、流言蜚語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれたりすることの無いよう、連絡網の伝達事項に従い、冷静沈着に行動して下さい。

2. 情報収集と大使館への通報

邦人相互間の緊密な連絡、大使館への問い合わせ等により正確な情報の把握に努めて下さい。重大な事態の発生を知ったとき、または発生のおそれがあるという情報・事態を聞知したときは、速やかに大使館に通報するようお願いいたします。

3. 連絡手段の確保

テロ、クーデター、戦乱、大規模災害等の緊急事態が発生した際、必要に応じてNHK短波放送「ラジオジャパン」を通じ、在留邦人の皆様に情報提供をいたします。

また、当館では、有事の際に在留邦人の皆様に正確な情報を送るべく、ミニFM放送局を設置しています（電波到達範囲は概ねビエンチャン市内一帯です）。電話回線が使用不能になった際等には、このFM放送機で情報を発信しますので、各家庭でFM放送波及び短波を受信できるラジオを1台御用意して戴きますよう、お願い致します。

☆FM放送局の周波数は次の通りです。

- 1チャンネル：90.2MHz
- 2チャンネル：91.3MHz
- 3チャンネル：92.0MHz

※電波混信等の状況に応じ、上記3チャンネルのいずれかにより放送します。

4. 避難等

大使館から退避勧告があった場合は、これに従い速やかに指示された場所へ避難又は引き揚げを実施するようお願いいたします。また、大使館の引き揚げ勧告等を待たずに自主的に避難又は引き揚げをする場合には、その旨を大使館に通報するようお願いいたします。

第6. 地方滞在時の注意事項

ラオスの地方都市においては、ビエンチャン以上にインフラが未整備であり、移動手段や通信手段に乏しく、劣悪な医療事情やマラリア等の感染症にも十分注意する必要がありますので、これまでに述べた注意事項に加え、更に下記事項に注意する必要があります。

1. 移動手段の確保・近隣国への渡航経路の確認

緊急事態発生時に、ビエンチャン又はタイ等近隣諸国へ速やかに移動するための移動手段の確保に努めて下さい。また、滞在地に応じ、近隣国（特にタイ）へ最短時間で渡航するための経路を確認しておいて下さい。

2. 移動中の安全確保

(1) 陸路での移動

地方では、移動手段が陸路のみに限られる場所が多く、移動中の安全確保に努めて下さい。治安情勢はもとより、大雨による道路の冠水や、崖崩れといった道路状況に関する情報を常時確認するようにします。一般的には、夜間や霧の出る早朝等、視界の悪い中での移動は出来る限り避けるとともに、移動中の万が一の故障や事故に備え、複数台でまとまって移動することが重要です。シートベルトは、後部座席も含め全員が必ず締めるように心掛けて下さい。

(2) 空路での移動

空港を持つ都市といっても、便数が限られている、座席数の少ない小型機が中心である等、空路での国内移動には制約があります。過去には、ラオス航空国内線でも地方空港で天候不順の中での有視界飛行で墜落事故も発生しています。目的地の最新治安情勢の入手も重要ですが、到着地の天候、空港からの移動手段の状況把握にも努める必要があります。

(3) 水路での移動

ラオスでは、水路による移動も主要な移動手段の一つですが、スピードボートや、スローボートを問わず、個人経営の船が多く、保険にも加入していないため、万が一の事故に対する補償はまず期待できません。

利用に当たっては、救命胴衣・ヘルメット（スピードボート乗船時）を確実に装着して下さい。

3. 連絡手段の確保・定期連絡の励行

自宅電話や短波ラジオの他、可能な限り携帯電話や衛星携帯電話を所持してください。

日本のご家族や本社、現地事務所等との定期連絡をするよう心掛けて下さい（平時であっても、いわゆる「異常なし報告」をする体制作りが必要です）。

4. 注意すべき病気

ラオスにおいて注意すべき病気の一つとして、デング熱があります。デング熱は、蚊が媒介して感染しますので、肌を極力露出させない、虫除けスプレー、蚊取りマット等を常用する、山や藪には極力入らない、住居周りにボウフラ繁殖の原因となる水溜まりを作らない等の感染予防対策を取って下さい。

その他にも、生ものの摂取は極力避ける、予防接種を実施する（A型・B型肝炎、破傷風、日本脳炎等）等、各種感染症の予防に努めて下さい。

5. 地方の医療事情

地方に於いて大きな病気や怪我をした際、医師や設備、医薬品の不足から、現地の病院を受診しても確実な診断・治療を受けられない可能性があります。病気や怪我をした際には、緊急且つやむを得ない処置以外は、極力タイ等の設備の整った病院を受診されることをおすすめします。

第7. 緊急連絡先

1. 在ラオス日本国大使館

- 電話：021-414400～3（領事班内線26）
- FAX：021-414406
- 緊急電話：020-5514891（執務時間外・24時間対応）
- ホームページ：<http://www.la.emb-japan.go.jp>

2. ラオス警察機関

- ビエンチャン特別市警察本部 電話：021-412537
- 首都警察 電話：021-212706
- チャンタブリー警察 電話：021-213908
- シーコタボン警察 電話：021-212712
- シサッタナック警察 電話：021-212711
- サイセッタ警察 電話：021-412456
- 友好橋入国管理事務所 電話：021-812037

3. ラオス消防機関

- 火災発生時 電話：190
- 消防署 電話：021-212707

4. 病院

(1) ビエンチャン市内

- CMAF 電話：021-214150, 020-5584617
- インターナショナル病院 電話：021-214022
- マホソット病院 電話：021-214018
- セタティラート病院 電話：021-351156
- フレンドシップ（友好）病院 電話：021-710006

(2) タイ国内

- ノンカイ・ワッタナジェネラル病院（ノンカイ県）
電話66-42-465201（代表）
- エイク・ウドン・インターナショナル病院（ウドンタニ県）
電話66-42-342555（代表）
- バンコク病院（バンコク）
電話66-2-3103000（代表）
66-2-3103257（日本語受付）
66-9-8143000
（24時間コールセンター）
- バムルンロード病院（バンコク）
電話66-2-6671000（代表）
66-2-6671501（日本語受付）
66-2-6671502（同上）

以上